

2-2 所得階級別人員

(1) 所得者別人員

階級区分	合計所得				譲渡所得 を有する者	うち短期譲渡 所得を有する者	山林所得 を有する者
	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計			
	人	人	人	人	人	人	人
70万円以下	8,743	297	9,856	18,896	3,449	927	121
100 〳	14,817	592	16,094	31,503	1,192	133	20
150 〳	31,148	1,907	58,668	91,723	1,777	149	55
200 〳	35,612	2,617	75,154	113,383	1,779	110	31
250 〳	36,540	2,787	78,978	118,305	1,368	74	21
300 〳	33,032	2,827	61,638	97,497	1,296	53	19
400 〳	47,599	4,493	89,425	141,517	2,325	77	17
500 〳	26,115	2,850	62,455	91,420	1,814	65	10
600 〳	13,242	1,566	47,891	62,699	1,548	31	3
700 〳	6,861	849	38,873	46,583	1,487	35	4
800 〳	4,031	458	29,406	33,895	1,277	17	1
1,000 〳	4,132	450	38,442	43,024	2,178	37	4
1,200 〳	1,863	130	23,122	25,115	1,767	16	—
1,500 〳	1,729	88	21,633	23,450	1,954	23	3
2,000 〳	1,922	35	18,813	20,770	2,297	25	2
3,000 〳	1,744	21	13,695	15,460	2,431	28	1
5,000 〳	1,339	6	7,463	8,808	1,795	18	2
5,000万円超	708	3	3,692	4,403	1,464	23	—
					※外 3,547		※外 3
合計	※ 271,177	※ 21,976	※ 695,298	※ 988,451	33,198	1,841	314

調査対象等：平成14年3月31日現在において、平成13年分の所得税の申告納税額がある者の人員を合計所得金額階級別に示した。

用語の説明：合計所得とは、損益通算後純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡所得金額、退職所得金額、株式等に係る譲渡所得の金額及び山林所得金額の合計額をいう。

(注) 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、「合計所得」欄に掲げた者のうち、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて所得金額を階級区分して再掲した。

なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者を掲げた。